

## お詫びと訂正

2006/10/24

### ●『有期労働契約を活かす。ここがポイント』（18年7月7日発行）

関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げますとともに、ご訂正方よろしくお願ひ申し上げます。

【P46下欄の「ここに注意！」】



#### 選任・設置義務の対象となる「常時使用する労働者」の数

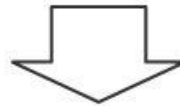
安全衛生管理のスタッフの選任や委員会の設置が必要とされる労働者の数的要件は「常時使用する労働者」の数でカウントします。「常時使用する労働者」とは、次の要件を満たす労働者をいい、これに該当する有期契約労働者を含めた数でカウントすることとなります。

ア 次のいずれかに該当し、一年以上雇用されることが予定されている労働者

① 期間の定めのない契約により使用される者

② 期間の定めがある場合にも一年以上の期間とする場合または短期の契約であっても更新された結果一年以上使用されることになった者

イ 1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上である労働者



#### 選任・設置義務の対象となる「常時使用する労働者」の数

安全衛生管理のスタッフの選任や委員会の設置が必要とされる労働者の数的要件は「常時使用する労働者」の数でカウントします。この場合の「常時使用する労働者」は、47頁の健康診断の実施義務がある「常時使用する労働者」と異なり、日雇労働者、パートタイマー等を含めて、常態として使用する労働者の数でカウントします。

